



最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

大阪労働局一般公示第 44 号

大阪地方最低賃金審議会は、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、大阪府の区域内で

- 1 はん用機械器具製造業
- 2 生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業に限る。）
- 3 業務用機械器具製造業（事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業に限る。）
- 4 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業
- 5 金属線製品製造業（ねじ類を除く）
- 6 船舶製造・修理業、船用機関製造業
- 7 2 から 6 までに掲げる産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所
- 8 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が 1 から 6 までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 8 年 9 月 8 日までに、大阪地方最低賃金審議会（大阪府中央区大手前 4 丁目 1 番 67 号 大阪合同庁舎第 2 号館大阪労働局労働基準部賃金課内）あて提出されたい。

令和 8 年 8 月 24 日

大阪労働局長 蒔苗 浩司